



令和4年2月8日

いちき串木野市長 中屋 謙治 殿

いちき串木野市特別職報酬等審議会  
会長 平野道幸



## 答申書

令和3年11月5日付い串総第243号で貴職から諮問のあった特別職報酬等に  
関し、当審議会は慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

### 1 結論

今回諮問された報酬額等について

- ①市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の額については、改定を行わず現行額に据え置くことが適当である。
- ②市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、0.1月分引き下げることが適当である。
- ③市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合について、現行の支給割合は適当である。

### 2 理由

当審議会としては審議するにあたり、当局の提出資料を基に県内各市の給料額及び改定等の状況、九州内類似団体の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等について分析を行った。

始めに、市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内各市の状況等に特段の変更がないことから、引き続き、改定は行わず据え置くことが適当であると判断した。市議会議員の報酬の額については、県内各市の報酬額と比較しても、見直しの特段の事由はないことから、改定は行わず据え置くことが適当であると判断した。

次に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合については、特別職の国家公務員の特別給（ボーナス）が改定（年間3.35月分→3.25月分（0.1月分引き下げ））されることを考慮すると、0.1月分引き下げることが適当であると判断した。

なお、その実施期日に当たっても、国の方針に準じ、令和4年から引き下げるることとし、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することが適当である。

最後に、市長、副市長及び教育長の退職手当支給割合については、退職手当組合に加入していること、職務・職責に大きな変化が見当たらないことに加え、他団体と比較して大きく均衡を失しているとは考えられないことから、据え置くことが適当であると判断した。

### 3 その他

審議会の開催については、社会・経済情勢の変化を的確に把握し、他団体との均衡を考慮する必要があることから、次年度以降も適宜開催されることを提言する。

#### いちき串木野市特別職報酬等審議会

会長	平野	道幸
職務代理	岩下	市蔵
委員	臼井	淳司
〃	小原	文子
〃	勘場	裕司
〃	小原	良則
〃	今	裕之
〃	坂口	重樹
〃	羽根田	正
〃	若松	秀徳

(委員五十音順)